

## 新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和3年9月22日  
京都府新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
京都府健康福祉部健康対策課  
課長 東原（075-414-4722）

以下のとおり、23名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。  
引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にいき、感染拡大防止に取り組んでまいります。  
また、45名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

### 1 陽性が判明した方の概要

別紙1のとおり

※医療機関で、新たに8名（府35069例目～府35076例目）の陽性が判明

報道に当たっては、個人情報保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

### 2 退院及び入院勧告解除の状況

別紙2のとおり

厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- (1) 人工呼吸器等による治療を行わなかった場合
  - ①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
  - ②発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合
- (2) 人工呼吸器等による治療を行った場合
  - ③発症日から15日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
  - ④発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

### 療養者の状況（9月21日）

療養者数	うち重症者数 ※1	
	高度重症病床	その他 ※2
2,070名	12名	0

※1 人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な者

※2 重症病床に入院後に人工呼吸器管理が必要になり、引き続き重症病床で療養している者

### PCR検査の状況（9月21日）

件数	新規陽性者数	陽性率（7日間平均）
1,123件	29名	8.9%



## 別紙 1

### 陽性が判明した方の概要

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
35060	山城北	30	女性	軽症	アルバイト	不明
35061	山城北	20	男性	軽症	会社員	不明
35062	山城北	30	男性	軽症	会社員	不明
35063	山城北	40	女性	軽症	会社員	不明
35064	京都市	30	男性	調査中		不明
35065	山城北	60	女性	中等症	無職	判明
35066	山城北	30	女性	軽症	アルバイト	不明
35067	京都市	20	女性	調査中		不明
35068	山城北	50	男性	軽症	会社員	不明
35069	山城北	30	女性	無症状	医療従事者	不明
35070	他府県	40	女性	軽症	医療従事者	不明
35071	他府県	90以上	女性	無症状	無職	判明
35072	他府県	80	男性	無症状	無職	判明
35073	他府県	70	男性	無症状	無職	判明
35074	山城北	70	女性	無症状	無職	判明
35075	山城北	80	男性	無症状	無職	判明
35076	山城北	80	男性	無症状	無職	判明
35077	山城北	40	女性	調査中		判明
35078	山城北	30	女性	重症	自営業	不明
35079	山城南	10	男性	軽症		不明
35080	南丹	40	女性	軽症		不明

府番号	在住地域等	年代	性別	現在の症状程度	判明している概要	感染経路
35081	南丹	30	男性	軽症		不明
35082	丹後	20	男性	軽症		不明

## 別紙 2

## 退院及び入院勧告解除の状況

府番号	解除日
21874	R3. 8. 30
23343	R3. 8. 30
27423	R3. 9. 15
29023	R3. 9. 17
32401	R3. 9. 17
32032	R3. 9. 18
33798	R3. 9. 19
29020	R3. 9. 20
30254	R3. 9. 20
32922	R3. 9. 20
33284	R3. 9. 20
31334	R3. 9. 21
32622	R3. 9. 21
33573	R3. 9. 21
33742	R3. 9. 21
33756	R3. 9. 21
33757	R3. 9. 21
33758	R3. 9. 21
33761	R3. 9. 21
33768	R3. 9. 21
33782	R3. 9. 21
33942	R3. 9. 21
33956	R3. 9. 21
33966	R3. 9. 21
33967	R3. 9. 21

府番号	解除日
33970	R3. 9. 21
33976	R3. 9. 21
34138	R3. 9. 21
34142	R3. 9. 21
34151	R3. 9. 21
34238	R3. 9. 21
34244	R3. 9. 21
34251	R3. 9. 21
34255	R3. 9. 21
34260	R3. 9. 21
34262	R3. 9. 21
34266	R3. 9. 21
34273	R3. 9. 21
34355	R3. 9. 21
34358	R3. 9. 21
34363	R3. 9. 21
34365	R3. 9. 21
34369	R3. 9. 21
34382	R3. 9. 21
34682	R3. 9. 21